特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
5	個人住民税課税事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

那珂川市は、個人住民税課税事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを理解し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置をもって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを、ここに宣言する。

特記事項

なし

評価実施機関名

福岡県 那珂川市長

公表日

令和5年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイル	を取り扱う事務				
①事務の名称	個人住民税課税事務				
	地方税法に基づき、1月1日現在において市内に在住している者の市県民税を算定するために、住民 や税務署から提出された申告情報や給与支払者・年金支払者から提出された支払報告書を収集し、個 人住民税を計算、賦課決定し住民もしくは給与支払者・年金支払者へ通知する。				
	【番号法別表第一に関する事務】 ①申告情報(確定申告書、市民税申告書、給与・年金支払報告書等)を受理し、個人住民税の賦課決定・賦課更正し、住民、給与・年金支払者への税額通知並びに納付書を発送する。 ②那珂川市から他自治体、税務署等への税務調査実施。 ③住民登録外の課税に伴う他自治体への通知。 ④個人住民税の減免申請書を受理し、減免決定後の通知。 ⑤給与支払者からの就職、退職等の異動届を受理し、税額、徴収方法の変更を通知する。				
②事務の概要	【番号法別表第二に関する事務】 ①障害者控除の適用に関する事務において、納税義務者の配偶者又は扶養親族に係る身体及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度に関する情報を照会する。 ②住民税減免事務において、納税義務者の生活保護実施関係情報を照会する。 ③他機関から番号法別表第二に基づく照会があった際は、地方税関係情報を提供する。				
	※個人住民税課税事務において、番号法第19条の別表第二の規定に基づき、中間サーバーを使用し				
	て特定個人情報の照会又は提供を行う。 中間サーバーについては、セキュリティ上の観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。また、情報提供ネットワークシステムに接続するにあたり、情報提供に必要な情報を「副本」として保有する。				
③システムの名称					
@#####################################	市県民税、中間サーバー、団体内統合宛名				
2. 特定個人情報ファイル					
個人住民税賦課関係情報フ	ァイル				
3. 個人番号の利用					
**	1.番号法第9条第1項 別表第一の16の項				
法令上の根拠	2.番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第16条				
4. 情報提供ネットワーク					
THE PROPERTY OF THE PROPERTY O	<選択肢>				
①実施の有無	[実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定				
	1.番号法第19条 別表第二				
	(別表第二における情報提供の根拠) 第三欄(情報提供者)が「市町村長」の項のうち、第四欄(特定個人情報)に「地方税関係情報」が含まれる項(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、26、27、28、29、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120、121の項)				
②法令上の根拠	(別表第二における情報照会の根拠) 第一欄(情報照会者)が「市町村長」の項のうち、第二欄(事務)に本評価書記載の事務(②事務の概要)が含まれる項 (27の項)				
SIZ II ZVIKIK	2.番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令				
	(主務省令における情報提供の根拠) 第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第8条、第10条、第12条、第13条、第14条、第16条、第19 条、第20条、第21条、第22条、第22条の3、第22条の4、第23条、第24条、第24条の2、第24条の3、第25 条、第26条の3、第27条、第28条、第31条、第31条の2の2、第31条の3、第32条、第33条、第34条、第35 条、第36条、第37条、第38条、第39条、第39条の2、第40条、第43条の3、第43条の4、第44条、第44条の5、第45条、第47条、第49条、第49条の2、第51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59条の2の2、第59条の2の3、第59条の3、第59条の4 ※別表第二の29、30、102、115の項については、主務省令未公布。				
	(主務省令における情報照会の根拠) 第20条				

5. 評価実施機関における担当部署						
①部署	市民生活部 税務課					
②所属長の役職名	税務課長					
6. 他の評価実施機関						
なし						
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求						
請求先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 TeL092-408-9842					
8. 特定個人情報ファイル(8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ					
連絡先	福岡県那珂川市西隈1丁目1番1号 那珂川市役所 市民生活部 税務課 Tel092-408-9842					

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		<選択肢>			1万人未満)万人未満	
いつ時点の計数か		令和	5年1月1日 時点			
2. 取扱者						
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か		[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上	2) 500人未満
いつ時点の計数か		令和	5年1月1日 時点			
3. 重大事	3. 重大事故					
過去1年以内に、評価実施機関において特定個 人情報に関する重大事故が発生したか		[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり	2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果

基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報	保護評価書の種類		
[基礎	項目評価書		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書 3) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施 載されている。	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	重点項目評価書又は全	項目評価書において、リスク対策の詳細が記
2. 特定個人情報の入手(作	青報提供ネットワークシステ	一ムを通じた入手を除	₹,)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
3. 特定個人情報の使用			
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)に セス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの	D取扱いの委託		[]委託しない
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転	〒(委託や情報提供ネットワー	クシステムを通じた提	供を除く。) [〇]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続	[]接	続しない(入手) []接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・決	肖去		
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
8. 監査			
実施の有無	[〇] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓	発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更簡	所 項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
			(0)+4		
令和1年6月30日	4情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(別兼第二(三計/名傳籍提供の根拠) 第三個 (特整理的 が1所寄村長) (第三個 (特定 24) (計 24) (1 2 3.4 6.8 9.1 1.1 6. 18. 25 26.2 7.2 28.2 9.3 3.4 25.3 7.3 39. 18. 23.2 6.2 7.2 28.2 9.3 3.4 25.3 7.3 39. 65. 66.6 7.70, 71, 74. 80, 84.8 7.9 1, 92. 49. 97, 101, 102, 103, 106, 107, 108, 113, 114, 115, 116, 119, 07(24)	(別奏第二における情報提供の根拠) 第三個(情報提供の根拠) 5- 第四個(特定個) が付前すれ長,00項のう 5- 第四個(特定個) (計算) (12, 23, 4, 6, 8, 9, 11, 16, 18, 23, 26, 27, 28, 22, 31, 34, 35, 37, 38, 34, 40, 42, 48, 45, 47, 58, 55, 91, 62, 63, 44, 65, 66, 67, 70, 17, 180, 54, 850, 24, 57, 91, 92, 94, 97, 174, 80, 54, 850, 27, 91, 92, 94, 111, 111, 1116, 11900頃)	事後	
令和1年6月30日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令仁約1付6情報提供の根拠) 新生素 那多条 第3条、第4条、第6条、第7条、 第0条、第10条、第12条、第12条、第22条、第22条、 第12条、第22条、第22条、第22条、第22条、 第22条、第22条、第22条、第	(主務省令における情報提供の模型) 新年素 那定集 那京集 那年素 第6集 第6集 第7集 源泉集 第10集 第11集 第11条 第11条 第12条 第22集 前22集 前22集 前22集 前22条 前22条 0 91集 第22条 第21集 前22集 前22条 0 92条 第21集 第22条 第22条 0 92条 第31条 2 32条 第34条 334条 334条 334条 344条 3 32条 第34条 第43条 334条 第44条 3 44条02 第44条02 第44条 2 44条02 第45条 第47集 第43条 第46条 第44条02 第45条 第47集 第43条 第59条 第35条 第58条 第58条 第58条 358条 358 第36条 第58条 第58条 508 508 508 508 508 508 508 508 508 508	事後	
令和1年6月30日	5.評価実施機関における担当	住民生活部 稅務課	市民生活部 稅務課	事後	
令和1年6月30日	部署 7.特定個人情報の開示・訂	住民生活部 稅務課	市民生活部 稅務課	事後	
令和1年6月30日	※ 発定側 人情報ファイルの取	住民生活部 税務課	市民生活部 稅務課	事後	
令和1年6月30日	扱いに関する問合せ 1対象人数 いつ時点の計測	平成30年6月15日時点	平成31年6月6日時点	事後	
令和1年6月30日	か 2.取扱者数	平成30年6月15日時点	平成31年6月6日時点	事後	
令和1年6月30日		_	項目追加	事後	
令和2年1月1日	ムによる情報連携 ②法会上の根拠	(別表第二における情報提供の組織) 第三額 (情報提供者) が(市前村長)の項のう 力、第四額(特定機) (計略) (1地方投限條所 別が音まれる) (1.2、3.4、6、8、9、11、16、 18、23、26、27、28、28、31、34、35、37、38、 38、40、42、44、45、45、75、85、96、16 26 36 46、65、66、67、70、71、40、26、85の2、 57、59、92、94、97、101、102、108、106、107、 108、113、114、115、116、118の頃)	(別東第二における情報提供の報報) 第三個(情報程序者)が同時計長の第のう 5、数四個(場子屋)・(精報)に当れる程程 報」が含まれる項(1,2,3,4,6,8,9,11,16, 12,02,23,26,7,8,29,3,14,6,8,9,11,16, 20,23,26,6,6,77,07,17,48,8,84,85,02,87,91,92,94,97,101,102,103,106,107,108,113,114,115,116,117,120の項)	事後	
令和2年1月1日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	(主務省令における情報提供の組織) 類1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、 第3条、第10条、第2条、第22条、第22条、第10条、第 119条、第20条、第21条、第22条、第22条、5 129条、第20条、第21条、第22条、第22条 第25条、第36条、第33条、第34条、第 50条、第36条、第33条、第34条、第34条、第 条、第4条。第43条03、第43条04,第44条。 434条02、第43条03、第43条04,第44条。 434条02、第43条03、第53条、第53条、第53条 第44条02、第43条。第43条。第43条。第53 434条02、第43条。第43条。第53条,第53条 第43条。第43条。第43条。第53条。第53条 第53条。第53条。第53条。第53条 第53条	(主務省今における情報提供の根拠) 那条、那条、那条、那条、那条、第四条、 那多条、第10条、第13条、第13条、第14条、第 来 20%、第13条、第13条、第14条、第 来 20%、第13条、第24条、第24条、第24条 第23条、第23条、第24条、第24条、第24条 第23条、第33条、第23条、第24条、第25条、第2 第33条、第33条、第35条、第35条、第36条、第3 第33条、第33条、第35条、第35条、第35条、第3 第33条、第35条、第35条、第35条、第35条、第35条、第35条、第35条、	事後	
令和2年1月1日	1.対象人数 いつ時点の計測	平成31年6月6日時点	平成32年1月1日時点	事後	
令和2年1月1日	か 1.対象人数 いつ時点の計測	平成31年6月6日時点	平成32年1月1日時点	事後	
令和3年2月26日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 (2.事務の概要	【番号注別表第一に関する事務】 ①申告情報(確定申告書・市民税申告書・給 与・年金支払い報告書等)を受理し、個人住民 税の課課決定・課課更正し、任民、給与・年金 支払者への税額通知並びに納付書を免送す る。	【番号法別表第一に関する事務】 ①申告情報(確定申告書、市民税申告書、給 号・年金支払報告書等)を受理。個人住民税 の解課決定・解課更正し、住民、給与・年金支 払者への税額適知並びに納付書を発送する。	事後	
令和3年2月26日	1.特定個人情報ファイルを取 り扱う事務 ②事務の概要	【番号法別表第二に関する事務】 ①障害者控除の適用に関する事務において、 熱投養務者の配偶者又は共養親族に係る身体 及び精神障害手帳の交付、その障害の程度に 関する情報を照会する。	【番号法別表第二に関する事務】 (別牌書者控除の適用に関する事務)において、 熱投養務者の原骨文は扶養観察に係る身体 及び精神障害者手帳の交付、その障害の程度 に関する情報を照会する。	事後	
令和3年2月26日	4.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 (2)法令上の根拠	2. 番号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報定さめる命令 (生育所令に2. 10年 (1945年) (194	2. 原号法別表第二の主務省令で定める事務及 び情報を定める命令 (通名金における情報提供の根拠) 斯(条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、 第2条、第10条、第13条、第14条、第14条 第2条、第10条、第13条、第14条、第2条 第03、第22条の4、第26条、第24条、第24条 第28条、第31条、第31条の3、第27条、 第28条、第31条、第31条、第28条、第28条 第28条、第31条、第31条、第31条、第28、 第28条、第31条、第31条、第31条、第28、 第28条、第31条、第31条、第31条、第28、 第28条、第31条、第31条、第31条、第31条、第31条 第31条、第48条。第48条 202、第48条 第48条、第49条、第49条。第48条 202、第48条	事後	
		51条、第53条、第54条、第55条、第58条、第59 条、第59条の2、第59条の2の2、第59条の3 ※別表第二の29、71、115の項については、主 務省令未公布。	条、第17年、第18年、第15条、第58条、第59条、第59条 条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の29、71、102、115の項について は、主務省令未公布。		
令和3年2月26日	か	※別表第二の29、71、115の項については、主 務省令未公布。 平成32年1月1日時点	53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条 条の202、第59条の202、第59条の202、第59条の202、第50条の3 ※別表第二の29、71、102、115の項について は、主務省令未公布。 令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月26日 令和3年2月26日	1.対象人数 いつ時点の計測 か 2.取扱者数 いつ時点の計測 か	※別表第二の29、71、115の項については、主 務省令未公布。	53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59 条の2の2、第59条の2の3、第59条の3 ※別表第二の29、71、102、115の項について は、主務省令未公布。	事後事後	
	か 2.取扱者数 いつ時点の計測 か 3.個人番号の利用	※別表第二の29、71、115の項については、主 務省令未公布。 平成32年1月1日時点	53条、第54条、第55条、第58条、第59条、第59条 条の202、第59条の202、第59条の202、第59条の202、第50条の3 ※別表第二の29、71、102、115の項について は、主務省令未公布。 令和3年1月1日時点		
令和3年2月26日	か 2.取扱者数 いつ時点の計測 か 3.個人番号の利用 法令上の根拠	※別表第二の29、71、115の項については、主 務省令未公布。 平成32年1月1日時点	53条 第54条、第55条、第58条、第59条、第59条 条の202、第59条の203、第59条の3 ※別表第二の29,71,102,115の項について は、主務省令来公布。 令和3年1月1日時点 令和3年1月1日時点	事後	
令和3年2月26日 令和3年9月10日	か 2 取扱者数 いつ時点の計測 か 3.個人番号の利用 法令上の根拠 4.情報提供ネットワークシステ ムによる情報連携	※別奏第二の29,71,115の3頁については、主 若有令条之布。 平成32年1月1日時点 平成32年1月1日時点 1.番号法第9条第1項 別表第一の16の項 (別表第二における情報提供の根拠) 第三額(特報提供者)が行前す村長の3項のう 5、製配額(特定)に対している。 第1,20、20,20、20、21、20、20、20、31、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、50、	53条 第54条 第55条 第58条 第59条 第59 条の202、第50度 202、第59年 202、第51 ※別義第二の22,71,102、115の項について は、王務省令共享 令和3年1月1日時点 令和3年1月1日時点 1.番号法第9条第1項 別表第一の24の項 「別表第二に207 101間を提出でいて扱う 5. 第6四個 (特定個)、情報がに与方投閉結構 18.20、22、28、27、28、28、30、31、34、35、51、11 18、20、22、28、27、28、28、30、31、34、35、51、11 18、20、22、28、27、28、28、30、31、34、35、54、48、48、48、48、53、54、7、54、55、56、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、	事後事前	
令和3年2月26日 令和3年9月10日 令和3年9月10日	か 2 変数者数 いつ時点の計測 か 2 変数者数 いつ時点の計測 法令上の根拠 4 情報提供ネットワークシステムによる情報選携 2 法令上の根拠 3 個人番号の利用	※別務第二の29、71、115の7項については、主 発育令条化部。 平成32年1月1日時点 平成32年1月1日時点 1.番号法第9条第1項 別表第一の16の項 (別策策二における情報提供の理解) 5. 第四編(特定個人情報)に「地方投閉候情 第二個(情報程)に「北方投閉候情 18. 20, 23, 26, 27, 28, 29, 31, 34, 35, 37, 31, 33, 31, 40, 42, 48, 63, 54, 57, 58, 56, 61, 85, 20, 56, 65, 66, 65, 66, 67, 70, 77, 78, 80, 81, 62, 63, 64, 65, 66, 65, 66, 67, 70, 77, 78, 80, 81, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 77, 78, 80, 81, 61, 62, 63, 64, 65, 66, 67, 70, 77, 78, 80, 81, 61, 61, 61, 61, 61, 61, 61, 61, 61, 6	53条、第54条、第55条、第59条、第59条、第59条、第59条の202、第59を202、第59。202、第59。202、\$50、\$50、\$50、\$50、\$50、\$50、\$50、\$50、\$50、\$50	事後事前事前	
令和3年2月26日 令和3年9月10日 令和3年9月10日	か 2 変数 その 2 変数 で 2 変数 を 2 変数	※別義第二の29、71、115の3項については、主 習者令者へ添っ。 平成32年1月1日時点 平成32年1月1日時点 一成22年1月1日時点 1.番号法第9集第1項 別表第一の16の項 (別表第二における情報提供の提換) 1.最号法第9集第1項 別表第一の16の項 1.数では、12、34、4。3、9、11、16、3 38、93、40、42、48、53、54、57、58、59、61、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、	53条 第54条 第55条 第58条 第99条 第9 80,202 第962 203 第958 202 31 502 12. 主著省令未公布。 ※和年1月1日時点 帝和年1月1日時点 帝和年1月1日時点 一部3年1月1日時点 一部3年1月1日時点 5年2 202 202 202 202 202 202 202 202 202 2	事後事前事前事前事	
令和3年2月26日 令和3年9月10日 令和3年9月10日 令和5年12月27日	か 2 を	※別義第二の29、71、115の項については、主 習者令者公布。 平成32年1月1日時点 平成32年1月1日時点 平成32年1月1日時点 「制度第二に217名標程度供の理解) 5、第四編(特定個、情報)が「前年計長」の項のう 5、第四編(特定個、情報)に「地方税別條情 18、20、23、26、27、28、28、31、34、35、37、31 18、20、23、28、27、28、28、31、34、35、37、31 18、20、23、28、27、28、28、31、34、35、37、37、37、38、38、37、38、38、37、38、38、38、38、38、38、38、38、38、38、38、38、38、	53条、第54条、第55条、第59条、第99条、第99 ※別東第二の28、71, 102、115の項について 上野着等かみた。102、115の項について 上野着等かみた。102、115の項について 上野着等かみた。102、115の項について 上野着等かと11項 別表第一の24の項 「一般では、11番目時点 令和3年1月日時点 令和3年1月日時点 (11番目生産)、11番目が明報が収益のののう 大阪の間(特定)を11億円が収益のののう 大阪の間(特定)を11億円が収益のののう 大阪の間(特定)を11億円が収益のののう 大阪の間(特定)を11億円が収益のののう 大阪の間(特定)を11億円が収益のののう 大阪の間(特定)を11億円が収益のののう 13、38、38、38、40、42、48、58、9、11、16、12、20、22、32、22、72、28、28、29、30、31、34、35、37、38、38、38、40、42、48、53、54、57、58、59、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、58、	事後 事前 事前 事後	
 他のはよります。 他のはよります。 他のはまります。 他のはまりまする。 他のはまりまする。	か 2 変数 名数 いつ時点の計測 2 変数 表数 いつ時点の計測 3 点令上の相関 3 点令上の相関 3 点令上の相関 4 情報提供ネットワークシステムによる情報提供 4 小の一クシステ 2 法令上の根拠 4 情報提供ネットワークシステ 2 法令上の根拠 2 法令上の根拠 1 元 4 情報提供 4 小の一クシステ 2 法令上の根拠 1 元 4 情報提供 4 小の一クシステムによる情報基準 2 法 4 情報提供 4 小の一クシステムによる情報基準 2 法 4 情報提供 4 小の一クシステムによる情報基準 2 法 4 情報 4	※別義第二の29、71、115の3項については、主 習者令者へ添っ。 平成32年1月1日時点 平成32年1月1日時点 一成22年1月1日時点 1.番号法第9集第1項 別表第一の16の項 (別表第二における情報提供の提換) 1.最号法第9集第1項 別表第一の16の項 1.数では、12、34、4。3、9、11、16、3 38、93、40、42、48、53、54、57、58、59、61、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、70、	53条 第54条 第55条 第58条 第99条 第9 80,202 第962 203 第958 202 31 502 12. 主著省令未公布。 ※和年1月1日時点 帝和年1月1日時点 帝和年1月1日時点 一部3年1月1日時点 一部3年1月1日時点 5年2 202 202 202 202 202 202 202 202 202 2	事	
他加辛3月3日中他加辛3月1日中他加辛3月1日中他加辛3月1日中他14月2日中他14月2日中他14月2日中他14月2日中他14月2日	かの変数 いつ時点の計測 2 取扱者数 いつ時点の計測 法令上の根拠 4 情報提供ネットワークシステ と法令上の根拠 3 個人番号の利用 法令上の根拠 4 情報提供ネットワークシステ と法令上の根拠 4 情報提供ネットワークシステ ムによる情報起携 2 法令上の根拠 1 可能 2 法令上の根拠 2 法令上の根拠 1 可能 2 法令上の根拠 2 法令上の根拠 1 可能 2 法令上の根拠	※別義第二の29、71、115の7項については、主 著名令条公布。 平成32年1月1日時点 平成32年1月1日時点 「根子は第9条第1項 別表第一の16の項 「別表第二における情報提供の根拠) 5、第四編(特定組)(大型方、200 年 200 年	53条 第54条 第55条 第59条 第99条 第99条 第99条 2020、第9962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962203、第95962303、第96963、第96963、896963、896963、896963、89693、896963、896963、896933、896933	 事後 事前 事前 事後 事後 事後 	